

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例

周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。））により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第7条の見出しを「(要配慮個人情報の取扱いの制限)」に改め、同条本文中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条ただし書中「法令の規定に定めがある場合」を「法令又は条例(以下「法令等」という。))に定めがあるとき」に改め、同条各号を削る。

第8条第3項第2号中「法令又は条例(以下「法令等」という。))」を「法令等」に改める。

第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第1項本文中「(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。)」を「のうち、個人情報が記録されている公文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの(」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 要配慮個人情報の記録の有無

第17条第1号中「であつて、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の」を加え、「照合すること」を「照合することにより、開示請求者以外の」に改め、「含む。))」の次に「若しくは個人識別符号が含まれているもの」を加える。

第18条第2項中「第1号の情報(」の次に「開示請求者以外の」を、「当該情報のうち」の次に「、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の」を、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第25条第1項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改める。

第45条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第50条中「、定める」を「定める」に改める。

第53条中「、写真(これらを撮影したフィルムを含む。))」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報 生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るものをいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。））により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護</u></p>

現行	改正案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(取扱いの一般的制限)</u></p> <p>第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、<u>法令の規定に定めがある場合、又は実施機関があらかじめ周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために相当な理由があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>思想、信条及び宗教</u></p> <p>(2) <u>人種及び民族</u></p> <p>(3) <u>犯罪歴</u></p> <p>(4) <u>社会的差別の原因となる社会的身分</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき。</u></p>	<p><u>に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報という。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(要配慮個人情報の取扱いの制限)</u></p> <p>第7条 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を取り扱ってはならない。ただし、<u>法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は実施機関があらかじめ周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために相当な理由があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法令等に定めのあるとき。</u></p>

現行	改正案
<p>るとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、当該受託事務において個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務 <u>(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)</u> について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、当該受託事務において個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち、<u>個人情報が記録されている公文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの</u> (以下「個人情報取扱事務」という。) について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 要配慮個人情報の記録の有無</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

現行	改正案
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び第24条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報（特定の</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び第24条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれているもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報（<u>開示請</u></p>

現行

個人を識別することができることとなるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第25条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。

2・3 (略)

(出資団体が保有する個人情報の保護)

第45条 市から出資、出えん又は補助金の交付(以下「出資等」という。)を受けた団体(以下「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性にかんがみ、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

改正案

requester 以外の特定の個人を識別することができることとなるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第25条 保有個人情報の開示は、文書又は図画にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。

2・3 (略)

(出資団体が保有する個人情報の保護)

第45条 市から出資、出えん又は補助金の交付(以下「出資等」という。)を受けた団体(以下「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性に鑑み、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

現行	改正案
<p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が、<u>定める。</u></p> <p>第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、<u>図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）</u>又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が<u>定める。</u></p> <p>第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、<u>図画又は電磁的記録を収集したときは、</u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>